

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

香芝市長 福岡 憲 宏

## 香芝市条例第27号

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条市民環境部の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（香芝市文化施設条例の一部改正）

2 香芝市文化施設条例（平成19年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「この条例及び他の条例に特別の定めがある場合を除き、市長が」を「香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）は、」に改める。

第4条から第8条まで、第9条第1項、第10条、第11条、第12条第3項及び第4項並びに第15条第2項中「市長」を「委員会」に改める。

第20条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表のうち1 各室の使用料の表備考5中「市長」を「委員会」に改める。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の香芝市文化施設条例（以下「旧文化施設条例」という。）第6条第3項の規定による市長の指定を受けているものは、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の香芝市文化施設条例第6条第3項の規定による香芝市教育委員会の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされたものに係る指定の期間は、この条例の施行の際現にそのものが受けている旧文化施設条例第6条第3項の規定による市長の指定に係る指定の期間の残存期間と同一の期間とする。